

令和7年10月2日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

安全安心・未来環境特別委員会資料

目 次

I	地震災害対策の取組について	1
1	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	1
(1)	取組状況	1
(2)	今後の取組	1
2	被災地・被災者支援の取組	1
(1)	令和7年度の主な取組	1
(2)	今後の対応	2
3	令和7年度の主な防災訓練	2
(1)	ビッグレスキューかながわ（第46回九都県市合同防災訓練）	2
(2)	九都県市合同防災訓練（図上訓練）	2
(3)	緊急消防援助隊部隊集結訓練	3
(4)	かながわ消防訓練	3
(5)	石油コンビナート等防災本部訓練	3
(6)	高圧ガス地震防災緊急措置訓練	3
II	風水害等対策の取組について	4
1	神奈川県水防災戦略の取組状況	4
(1)	取組状況	4
(2)	今後の取組	4
(3)	戦略の見直し	4
2	神奈川県水防災戦略における令和7年度の取組	5
(1)	被害軽減の取組を加速させるハード対策	5
(2)	災害対応力の充実強化に向けたソフト対策	8
III	脱炭素社会の実現に向けた取組について	10
1	令和7年度の主な取組	10
(1)	産業・業務部門の取組	10
(2)	家庭部門の取組	10
(3)	運輸部門の取組	11
(4)	廃棄物部門・その他ガス・吸収源対策	11
(5)	横断的な取組	11
(6)	県庁の率先実行	12

IV	KOUGEI EXPO in KANAGAWAについて	13
1	KOUGEI EXPO in KANAGAWAの取組状況	13
(1)	大会概要	13
(2)	伝統的工芸品とは	13
(3)	取組状況	13
(4)	今後の取組	14

参考資料 1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

参考資料 2 神奈川県水防災戦略の取組状況

参考資料 3 KOUGEI EXPO in KANAGAWAの取組状況
（8月19日記者発表資料）

I 地震災害対策の取組について

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

平成25年4月1日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第4条の規定に基づき、地震災害対策を総合的に推進するため、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況の管理を行う。

(1) 取組状況

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめ、ホームページで公表した。
（参考資料1のとおり）

(2) 今後の取組

条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

2 被災地・被災者支援の取組

東日本大震災や、能登半島地震などの大規模災害に対し、国や全国知事会等と連携して、被災地・被災者支援に取り組んでいる。

(1) 令和7年度の主な取組

ア 被災地への支援

東日本大震災の被災地へ任期付職員の派遣を引き続き行う（令和7年4月2日現在、任期付職員の派遣数は、新規19人を含め、55人）。

また、能登半島地震の被災地への任期付職員の派遣についても引き続き行う（令和7年4月2日現在、新規3人を含め、12名）。

イ 県内への避難者の支援

(ア) 応急仮設住宅の提供

東日本大震災で神奈川県に避難した被災者に、公営住宅等や県借上げ民間賃貸住宅を提供する。（令和7年8月1日現在33人）

(イ) かながわ避難者支援会議による支援

各団体が蓄積している避難者支援の取組内容や避難者情報を共有しながら、各団体が連携し効果的な支援を行う。

(ウ) 東日本大震災等支援・情報ステーションによる支援
避難者支援のための情報提供及び各種相談等の支援を行う。

(エ) かながわ避難者見守り隊による支援
避難者の孤立を防ぎ、きめ細やかな生活支援を行うために、電話による相談対応のほか、戸別訪問や交流会を行う。

(2) 今後の対応

各地で災害が発生した場合には、国や全国知事会等と連携し、被災状況に応じた被災地・被災者支援に取り組んでいく。

3 令和7年度の主な防災訓練

「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」等に基づき、様々な状況を設定した実践的な訓練に取り組む。

(1) ビッグレスキューかながわ（第46回九都県市合同防災訓練）

大規模災害発生時における県市と関係機関との連携を強化するとともに、地域防災力の向上等を図るため、医療救護活動、救出救助活動、避難所の開設・運営等に関する実働訓練を実施する。

- 実施日：令和7年11月9日（日）
- 場所：県立城ヶ島公園（三浦市）ほか
- 主催者：県、三浦市
- 参加機関：九都県市、消防、警察、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等
- その他：「津波対策訓練」も含めて実施

(2) 九都県市合同防災訓練（図上訓練）

大規模地震発生時における、九都県市相互の連携及び防災機関等との連携について検証し、防災対応能力の向上を図るため、九都県市合同図上訓練を実施する。

- 実施日：令和8年1月下旬（予定）
- 場所：神奈川県庁ほか
- 主催者：九都県市
- 参加機関：九都県市、消防、警察、自衛隊、関係機関等（予定）

(3) 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊を派遣できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施する。

- 実施日：令和7年10月15日（水）～16日（木）
- 場所：県消防学校（厚木市）ほか
- 主催者：県
- 参加機関：消防

(4) かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害の発生を想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

- 実施日：令和8年1月下旬
- 場所：県消防学校（厚木市）ほか
- 主催者：県
- 参加機関：消防

(5) 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生を想定し、石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施する。

- 実施日：令和7年10月30日（木）
- 場所：神奈川県庁（横浜市）
- 主催者：県
- 参加機関：横浜市、川崎市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所 等

(6) 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るとともに、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備・充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

- 実施日：令和7年10月8日（水）
- 場所：旧横須賀市立上の台中学校（横須賀市）
- 主催者：県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体
- 参加機関：横須賀市消防局、警察

II 風水害等対策の取組について

1 神奈川県水防災戦略の取組状況

令和2年2月に策定し、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」に基づき、計画的、重点的に対策を進めるため、進捗状況の管理を行う。

(1) 取組状況

神奈川県水防災戦略に位置づけた事業について、令和6年度実績及び令和7年度の取組を取りまとめ、ホームページで公表した。（参考資料2のとおり）

(2) 今後の取組

「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」の目標の達成に向けて、風水害対策の計画的、重点的な推進を図る。

(3) 戦略の見直し

現行戦略に基づく3箇年の進捗状況や、水防災戦略を取り巻く環境の変化を踏まえ、施策事業を検討し、戦略の見直しを行う。

<参考> 神奈川県水防災戦略の概要

令和元年の房総半島台風と東日本台風は、いずれも、本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらした。

近年、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が頻発しており、本県においても、風水害はいつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

こうしたことから、大規模な風水害への対応力強化のための対策について、さらに充実、加速させる必要があることから、令和2年2月に神奈川県水防災戦略を定め、県民の命を守るための各種対策を推進してきた。

一方、令和3年の静岡県での土砂災害を踏まえて成立した盛土規制法への対応や施設の長期的な整備の在り方の検討、感染症との複合災害等への対応が必要になり、こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策の強化を図っている。

<予算の措置状況>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画額	722億円	703億円	716億円
当初予算額	639億円	742億円	882億円

2 神奈川県水防災戦略における令和7年度の実施

(1) 被害軽減の実施を加速させるハード対策

ア 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策

(7) 遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備

- 遊水地の整備や流路のボトルネック箇所の鉄道橋架替等、事業中の全ての大規模河川事業について、重点的、集中的に実施し、計画を前倒しして、概ね10年以内での効果の発現を目指す。

(主な箇所と令和7年度の実施)

- ・ 境川相鉄橋梁架替 (R11完成予定、R7は橋梁新設工実施)
- ・ 柏尾川新規遊水地 (R8暫定供用予定、R7は掘削工実施)
- ・ 矢上川地下調節池 (R12暫定供用予定、R7はトンネル掘削工実施)

(4) 河川の防災対策の充実・強化

- 増水時に被災するおそれがある老朽化護岸の補修や堤体の沈下により必要な高さが不足している堤防の嵩上げなどを行う維持修繕工事を実施する。

(実施予定箇所) 平作川、引地川など16河川24箇所

- 氾濫の危険性が特に高い区間や市町村が強く要望している区間等について、堆積土砂の撤去や樹木の伐採を行う河道掘削工事を実施する。

(実施予定箇所) 酒匂川、境川など50河川78箇所

(5) 土砂災害防止施設の実施

- 住民からの要請が多い急傾斜地の対策について、要配慮者利用施設のある箇所や過去にがけ崩れがあった箇所など、早期に対策を実施すべき箇所から重点的に整備することとし、令和4年度から加速化した施設整備の実施を積極的に進め、住民の不安解消に努める。また、計画期間中、要配慮者利用施設のある8箇所程度を含め、75箇所程度の概成を目指す。

(主な箇所)

- ・ 万田地区、日野1丁目地区、大船地区：法面工
(令和7年度概成予定)

- 住民の生命や、地域の社会・経済活動を支える重要交通網等の基

礎的インフラを保全するための砂防堰堤等を重点的、集中的に整備する。

(主な箇所)

- ・阿津川：砂防堰堤工 1 箇所（令和 7 年度完成予定）

(イ) 治山施設・林道施設の整備・強靱化

- 治山施設や林道施設の被害防止を図るため、施設の整備・強靱化を進め、山地災害の予防対策を実施する。

(主な箇所)

- ・横須賀市秋谷：アンカー工等機能強化（令和 9 年度完成予定）

- 山地災害や流木による被害を軽減するため、山崩れや土砂流出などの危険が高い荒廃した森林について、人家等に近い箇所等で優先的に治山施設の整備を実施する。

(主な箇所)

- ・秦野市菩提：谷止工等（令和 9 年度完成予定）

(ロ) 農業水利施設等の整備・強靱化

- 豪雨等における被害の最小化を図るため、農業用排水路等の改修整備、農業用水路の水門の改修整備を実施する。

また、高潮などの災害に備え、緊急輸送路として、県西地域の幹線道路である国道135号の代替機能を考慮した農道の整備を優先的に実施する。

(主な箇所)

- ・農業用排水路等の改修整備
〔小田原市鬼柳地区（令和11年度完成予定）など〕
- ・農業用水路の水門の改修整備
〔伊勢原市小稲葉下谷地区（令和 8 年度完成予定）など〕
- ・緊急輸送路としての代替機能を考慮した農道の整備
〔広域農道小田原湯河原地区（一部開通区間L=5.7km）
（令和 9 年度完成予定）〕

(ハ) 海岸保全施設等の整備

- 背後に住宅等が密集し、高潮や高波の影響を強く受ける海岸において、人命・資産を防護するため、優先的に海岸保全施設の整備や

養浜による侵食対策を実施する。

(主な箇所)

- ・小田原海岸：護岸改良工
- ・茅ヶ崎海岸：養浜工

- 地球温暖化など気候変動に伴う海面上昇等を考慮した上で、海岸保全施設の高さを再検討し、その結果を踏まえた海岸保全施設の整備を進めて行く。

(令和7年度の取組)

- ・東京湾沿岸における気候変動を踏まえた海岸保全施設の高さを検討
- ・気候変動の影響を反映して相模灘沿岸海岸保全基本計画を改定

イ 漁港、港湾施設等の防災機能の強化

- 高潮や高波等による被害の防止、最小化を図るため、漁港施設等の整備や老朽化対策を実施する。

ウ 道路の防災対策の充実・強化

- 緊急輸送道路で土砂崩落対策施設等の整備を実施するとともに、災害時にバイパス機能を果たす道路ネットワークの整備等を推進する。

(主な箇所)

- ・国道1号 法面工（令和7年度完成予定）
- ・県道42号(藤沢座間厚木) L=約2.1km

エ 県有緑地の防災対策の強化

- 緑地からの土砂流入や、倒木被害を最小限に抑えるための対策工事（防護柵、擁壁等）を実施する。

(主な箇所)

- ・葉山町一色：斜面对策工事（令和9年度完成予定）

オ 県営水道施設の災害対応力の強化

- 配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けられるようにポンプ所受電設備の更新や非常用発電設備の設置を行う。

カ 流域下水道施設の耐水化

- 相模川及び酒匂川流域の下水処理場等において浸水時でも処理機能を維持するために、処理施設内への浸水防止対策を実施していく。
- 令和7年度は、相模川流域下水道東豊田ポンプ場において電源設備等を浸水から守る対策工事を実施する。

(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

ア 市町村への支援

- 市町村地域防災力強化石業費補助金により、風水害対策の取組を行う市町村に対し、財政的な支援を行う。
- 市町村が実施する農村地域の避難路整備（小田原市根府川地区）に対して、財政的な支援を行う。

イ 情報受伝達機能の充実・強化、DXの推進

- 大規模災害発生時等に、国や市町村、防災関係機関と情報受伝達を行う信頼性の高い専用の通信手段「防災行政通信網」について、老朽化への対応やICTを活用した機能強化を図るため、令和3年度から令和5年度に再整備工事を実施
- ダムの緊急放流等に関する河川の防災情報について、情報伝達訓練を流域市町と実施
- コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、ダム放流情報や県営水道の突発断水などの情報を効果的に発信する。

ウ 災害対応体制の整備

- 土砂災害からの迅速な復旧等を図るため、県と市町村等の連携の取組を推進する。
（主な対策）
 - ・令和7年5月に「総合土砂災害対策県・市町村調整連絡会」を開催し、市町村と連携した土砂災害対策や災害時の体制の強化を図った。

エ 避難対策の強化

- 住民の的確な避難を支援するため、簡易水位計・簡易型河川監視カメラの設置を行う。
- 土砂災害に対する警戒避難体制の整備・強化等のため、土砂災害警戒区域等について、地形や土地利用状況に変化が認められた箇所
の調査等を実施し、指定の見直しに取り組む。
- 土砂災害からの速やかな避難行動に結びつけるため、市町村と連携し、緊急速報メールを活用した土砂災害警戒情報を配信するとともに、市町村長が避難指示を的確に発令できるよう、土砂災害警戒情報を補う情報として災害の危険性について正確でわかりやすい情報を提供する取組を推進する。

オ 盛土等に伴う災害の防止

- 盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を把握する基礎調査を、必要な区域において早期に実施する。
(主な取組)
 - ・ 令和6年4月に盛土規制法に基づく基礎調査結果（規制区域の候補区域）を公表
- 基礎調査の結果を受け、市町村と連携して、盛土規制法に基づく規制区域の指定が、計画期間内に指定が概ね完了するよう取組を推進する。
(主な取組)
 - ・ 令和7年4月に盛土規制法に基づく規制区域を指定
- 盛土規制法が円滑に機能するよう、県、県警、市町村の関係機関による連絡調整会議を活用し、連携して取り組むとともに、現地における盛土行為の監視を継続していく。
(主な取組)
 - ・ 令和7年1月30日に「盛土対策連絡会議」を実施

Ⅲ 脱炭素社会の実現に向けた取組について

1 令和7年度の主な取組

2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けて、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で50%削減する中期目標を達成するため、企業や家庭など様々な主体の取組を後押しするとともに、県有施設への太陽光発電の導入など県庁の率先実行の取組を推進する。

(1) 産業・業務部門の取組

○ 事業者の脱炭素化への支援

事業者の脱炭素化を促進するため、大企業等の取組を評価する制度を新たに導入するとともに、中小企業の取組状況を3つのステップ（知る・測る・減らす）に区分し、ステップに応じたきめ細かい支援を行う。

- ・ 知る：公益財団法人神奈川産業振興センターが行う相談窓口の設置等に対する補助
- ・ 測る：省エネルギー診断やCO₂排出量管理システム導入に対する支援
- ・ 減らす：省エネルギー設備や自家消費型再生可能エネルギー設備の導入に対する補助等

○ イノベーションの創出に向けた研究開発・新技術の実用化促進

脱炭素化に資する新たな技術等を実用化するため、大学や企業との共同研究開発の推進や、複数企業の連携による研究開発を支援する。また、ベンチャー企業の有する技術やアイデアを活かした新たなサービス等の開発・実証を支援する。

(2) 家庭部門の取組

○ 脱炭素の自分事化に向けた普及啓発

県民の脱炭素化に向けた意識を醸成するため、地域でのワークショップや県立高校での脱炭素教育プログラム、脱炭素に資する商品の購入等にポイントを付与する「かながわCO₂CO₂（コツコツ）ポイント」事業を実施する。

○ 家庭の脱炭素化への支援

住宅の省エネ化を促進するため、中小工務店が施工するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の新築等に対して補助するとともに、既存住宅の省エネ改修に対して補助する。

(3) 運輸部門の取組

- 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の導入促進
人流・物流のゼロカーボン化に向けて、EV（バス、タクシー、トラック及びレンタカーに限る）の導入や充電設備の整備に対して補助する。また、FCVの導入拡大を図るため、FCトラックの導入、水素ステーションの整備・運営等に対する補助を拡充する。

(4) 廃棄物部門・その他ガス・吸収源対策

- CO₂吸収源対策（グリーンカーボン）の促進
木造施設の建築等により抑制される炭素排出量及び使用木材に固定されている炭素量の価値に対する補助や、無花粉スギの中から特に成長に優れた品種を選抜し、県独自のエリートツリーとして開発を行う。
- CO₂吸収源対策（ブルーカーボン）の促進
水産資源の回復とともに、ブルーカーボンの取組を推進するため、漁業者や市民団体、マリナー事業者のほか、ダイビングショップ等に活動主体を広げることで、早熟カジメの移植による藻場の再生・整備の加速化を図る。また、ブルーカーボンの理解促進を図るとともに、ブルーカーボンクレジットの活用に向けた普及啓発を行う。

(5) 横断的な取組

ア 水素社会の実現に向けた取組

- 水素社会の実現に向けた取組
水素社会の実現に向けて、FCVの導入拡大を図るため、FCトラックの導入、水素ステーションの整備・運営等に対する補助を拡充する。

イ 太陽光発電等の導入支援の拡充

- 自家消費型再生可能エネルギー導入費補助
事業所への再生可能エネルギー・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、自家消費型の再生可能エネルギー・蓄電池の導入に対する補助を拡充する。
- 住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助
住宅への太陽光発電・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、太陽光発電と蓄電池を併せた導入に対して補助する。
- 太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助
住宅への太陽光発電・蓄電池の更なる導入拡大を図るため、初期費

用ゼロで住宅に太陽光発電・蓄電池を導入する事業（住宅用0円ソーラー）に対する補助を拡充する。

- 太陽光発電等の共同購入
事業所及び住宅への太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、導入希望者を募り、市場価格よりも安い費用で導入できる共同購入を実施する。
- 次世代型太陽電池の早期普及に向けた取組
次世代型太陽電池の早期普及を図るため、多くの県民や事業者に見て、知っていただく「見える化」を図る実証の取組等に対して補助するとともに、継続的な需要拡大に向けてペロブスカイト太陽電池の初期導入に対して補助する。
- 蓄電所導入に向けた取組（電気事業会計）
再生可能エネルギーを効果的に活用して電力をためる「蓄電所」の新規導入に向け、2024（令和6）年度に調査した建設条件を基に、企業庁未利用地の有力候補地に対して、建設規模の検討やビジネスモデルの具体的な調査を行う。

(6) 県庁の率先実行

- 県有施設の照明のLED化
県有施設の照明を2027（令和9）年度までに原則LED化するため、重点的に整備を行う。
- 県有施設への太陽光発電等の導入
設置可能な県有施設において、2030（令和12）年度までに50%、2040（令和22）年度までに100%の導入を図るため、総合防災センター（厚木市下津古久）等に太陽光発電等を設置する。
- 県有施設の再生可能エネルギー電力の利用
2030（令和12）年度までに全県有施設の使用電力を100%再生可能エネルギー化するため、再生可能エネルギー電力を調達する。
- 公用車の電動化
代替可能な車両がない場合を除き、公用車を2028（令和10）年度までに全て電動化（EV、FCV、PHV、HV）するため、158台を電動化する。

IV KOUGEI EXPO in KANAGAWAについて

1 KOUGEI EXPO in KANAGAWAの取組状況

令和6年12月に開催された、伝統的工芸品の普及を推進する「伝統的工芸品月間推進会議」における審議の結果、令和8年度に「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」が神奈川県で開催されることが決まったことから、KOUGEI EXPO in KANAGAWAの開催に向けた準備を行う。

(1) 大会概要

「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」は経済産業省が、伝統的工芸品に対する国民の理解とその一層の普及を目指し、昭和59年から毎年11月を「伝統的工芸品月間」と定め、その中心イベントとして毎年開催地を変えて全国各地で開催されている。例年5～10万人の方が来場する大会であり、第43回目の開催となる令和8年度大会は、神奈川県として初めての開催となる。

○実施日：①令和8年11月6日（金） 記念式典
②令和8年11月7日（土）～9日（月）メインイベント

○場所：①小田原三の丸ホール
②パシフィコ横浜

○主催者：経済産業省、伝統的工芸品月間推進会議、一般財団法人
伝統的工芸品産業振興協会、日本伝統工芸士会、神奈川県
伝統的工芸品月間推進協議会（仮称）

(2) 伝統的工芸品とは

伝統的工芸品は伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)に基づき経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことで、全国で243品目あり、そのうち本県で指定されているのは「鎌倉彫」、「箱根寄木細工」、「小田原漆器」の3品である。

(3) 取組状況

令和7年5月に県と伝統的工芸品の産地組合、関係自治体、支援機関等で構成する「神奈川県伝統的工芸品月間国民会議全国大会準備委員会」を設立し、基本計画の作成など大会の円滑な運営のための準備を行っている。

8月に「神奈川県伝統的工芸品月間国民会議全国大会準備委員会」の

第2回会議を開催し、KOUGEI EXPO in KANAGAWAの開催概要、キャッチコピー等を決定し、記者発表をした。（参考資料3のとおり）

(4) 今後の取組

令和7年度は、民間の委託事業者のノウハウも活用しながら、準備委員会での議論を経て、年度末までに大会基本計画を作成する。

大会の開催年度となる令和8年度は、推進協議会と運営委員会を立ち上げ、基本計画に基づく様々なイベントを実施する。

また、今後は、8月に発表したKOUGEI EXPO in KANAGAWAのキャッチコピーやロゴマークを積極的に活用し、開催に向けた機運醸成に取り組んでいく。